

社会福祉法人青山里会
役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山里会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 職務遂行に伴い発生する交通費は、別に定める「青山里会旅費規程」に準じて費用を支給することができる。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) (4)の他、監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査業務に携わり、通信費、物品輸送費、雑費及び監事監査規程に基づいて行われた調査費用があつた場合、実費弁償費を支払うことができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表第1に定める額
- 3 理事会・評議員会への出席に対する報酬は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表第2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務する常勤役員の報酬は、職員給与に加えて別表1の役員報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準「青山里会旅費規程」に準じて出張費として支給することができる。

(支給の形態)

第7条 費用は、日本の通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員に対する報酬は、社会福祉法人青山里会職員給与規則に規定する日に支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、理事会や評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

2 役員等の区分ごとの報酬等の総額(職員としての給与も含む。)については、現況報告書に記載の上、公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て行なう。

附則

この規程は平成31年2月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000円
常務理事	月額 250,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席 (WEB会議等での出席含む)	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席 (WEB会議等での出席含む)	日額 20,000円 (源泉徴収後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円 (源泉徴収後)

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席 (WEB会議等での出席含む)	日額 20,000円 (源泉徴収後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 50,000円以内

(4) 評議員選任解任委員会委員

	報酬の額
評議員専任解任委員会等への出席 (WEB会議等での出席含む)	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)